

学校教育ならびに危険防止の観点から具体的な指導内容・計画等を作成、事前に学校に提出し、許可を得ること

3. 指導者は技術指導を行うのみならず、安全管理者としての自覚を持ち事故防止にも努めること

【安全管理に関する注意喚起】

≪全般的な注意事項≫

- 1, 武道場や体育館等施設の温度や湿度、換気などの管理に留意し、健康と安全に配慮した運営を行う
(熱中症やコロナ感染症やインフルエンザ対策等)
- 2, 多人数で稽古を行う場合、刀が触れ合わぬような距離を取り、人数を制限することで安全を確保する
- 3, 発生しやすい怪我や事故について、事例や経験などを挙げて指導を行う
- 4, 稽古時間の配分を考え、体調や顔色等身体的な健康面の変化に注意し、無理な指導や長時間の稽古等にならないよう配慮する
- 5, 段階的な指導や運動能力、技能レベル、体格等に配慮した指導を行う
- 6, 怪我や急病等、緊急時の対応や関係者への連絡先を事前に明確にする

≪日本刀（真剣及び模擬刀）に関する事項≫

- 1, 外装に傷や割れ等の破損、鍔や切羽、茎（なかご）、鯉口の緩み、目釘の折れ、柄ひもの緩みや切れ等がないか常に点検する
- 2, 周囲の人との距離だけではなく、お互いの刀が決して当たらない距離を取り、刀を振る正面に人を置かないようにして安全に配慮する
- 3, 日本刀（真剣及び模擬刀）を持ち運ぶ際には、必ず刀袋（ケース等）に入れて移動し、真剣は登録証を必ず携行する
- 4, 大会・講習会・審査会等に参加する場合は、要項等の場所・日時が明記された書類あるいは写しを携行する

以上